

令和7年3月27日

## 取引適正化・料金透明化に向けた自己適合宣言

LPガス業界においてこれまで課題とされてきた商慣行について、その是正・改革による取引の適正化・料金の透明化を図るため、液化石油ガス法の改正省令が施行されることとなりました。

これを受けまして、美唄ガス株式会社は以下の基本方針を定め、今後の業務に取り組んで参ります。

### 【基本方針】

1. 当社は、資源エネルギー庁が推進した液化石油ガス法「改正省令」を遵守いたします  
＜改正省令の概要＞
  - 1) 過大な営業行為の制限
    - ・正常な商慣習を超えた利益供与の禁止
    - ・LPガス事業者の切換えを制限する契約締結等の禁止
  - 2) 三部料金制の徹底
    - ・基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制  
(設備費用の外出し表示)への移行
    - ・LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止
    - ・賃貸向けLPガス料金においては、ガス器具等の消費設備費用についても計上禁止
  - 3) LPガス料金等の情報提供
    - ・入居希望者へのLPガス料金の事前提示の努力義務(入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示)
    - ・入居希望者から直接要請があった場合のLPガス料金等の情報提供義務
2. 当社は、資源エネルギー庁が推進した液化石油ガス法「改正省令」を遵守するために以下を行い社内徹底いたします
  - 1) 行動指針の策定
  - 2) 行動指針浸透の為の定期会議の開催

以上